社会福祉法人おあしす新川 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おあしす新川(以下「本法人」という。)の役員、評議 員及びその他の者が、本法人の用務のため出勤又は委員会等の会議に出席した場合の報 酬並びに費用の支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 役員 本法人定款第15条に規定する理事の内非常勤の理事及び監事
 - (2) 評議員 本法人定款第5条に規定する者
 - (3) 評議員選任・解任委員会委員 本法人定款第6条第2項に規定する者
 - (4) 各委員会委員

本法人が設置する苦情処理委員会及び入所検討委員会の委員

- (5) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益のこと(その名称を問わない)
- (6) 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(日当、宿泊費及び雑費を含む)、手数料などの経費

(報酬の支給)

- 第3条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の職務 執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、理事会等への出席の都度、定額を支給することができる。
- 3 評議員には、本法人定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席の都度、 定額を支給することができる。
- 4 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。
- 5 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員には、委員会等への出席の都度、定額 を支給することができる。

(報酬額の決定)

- 第4条 本法人の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、報酬は別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。
- 2 監事の報酬は、別表3「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表2「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」及び別表4「監事の監査に係る報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、本法人定款第8条に定める金額の範囲内において別表2「役員及び 評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

4 評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員の報酬は、別表 2 「役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬」に定める額とする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 報酬は、会議等の開催日の属する月の翌月26日に本人の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当るときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。
- 2 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月の26日に本人 の指定する本人名義の預金口座へ振込により支給する。ただし、その日が日曜日等に当 るときは、その日前の最も近い日曜日等でない日に支給する。

(費用)

第6条 本法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各委員会委員が、その職務の遂行に当たって負担した、本法人が認める費用について、請求のあった日から 遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、本法人定款第8条及び第21条に定める報酬等の 支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

付 則

- 1 この規程は、平成29年 6月14日から施行する。
- 2 社会福祉法人おあしす新川役員等報酬規程は廃止する。

別表1 理事の年間報酬総額

名 称	金額
理事の年間報酬総額	700,000 円

別表2 役員及び評議員等の会議出席等に係る報酬

会議名等	出席者	報酬		
理事会	役員	1日あたり	5,000	円
評議員会	役員、評議員	1日あたり	5,000	円
評議員選任・解任委員会	役員、委員 (職員を除く)	1日あたり	5,000	円
各委員会	委員	1日あたり	5,000	円
法人用務のため	役員、評議員 各委員会委員	要した時間 (1 時間あたり)	1,000	円

別表3 監事の年間報酬総額

名 称	金額
監事の年間報酬総額	200,000 円

別表4 監事の監査に係る報酬

名 称	金額
事業年度につき一律一人	10,000 円